

<p>01-010 □□□</p>	<p>【台湾／新規性喪失の例外】</p> <p>次の記述内容は適切か？ 法改正前は、新規性喪失の例外は、新規性を喪失した発明と同一の発明を出願した場合に限られていたが、改正法においては進歩性の判断においても、新規性喪失例外の適用を受けることができることになった。</p>	<p>適切である。 (特22条)</p>
<p>01-011 □□□</p>	<p>【台湾／職務発明】</p> <p>台湾特許制度において、()者による職務の遂行中に創()係る(④)及び(⑤)は(⑥)には当該従業者に妥当な(⑦)ない。ただし、(⑧)があるとき()る。</p>	<p>匠 ⑥使用者</p>
<p>01-012 □□□</p>	<p>【台湾／優先権主張】</p> <p>日本特許庁への出願を基礎として、台湾へ出願する場合において優先権主張をすることは(①)。それがPCT出願の場合は(②)。優先権主張する場合には、先の出願から(③)以内に台湾に出願する必要がある。最先の優先日から(④)以内に(⑤)を提出しなければならない。</p>	<p>①認められる ②認められる ③12月 ④16月 ⑤優先権証明書 (特28条、29条) * 日本と台湾の間には、二国間協定があり、台湾がWTOに加盟する前から相互に優先権の主張が可能である。</p>
<p>01-013 □□□</p>	<p>【台湾／国内優先権制度】</p> <p>台湾特許制度において、出願人は先の(①)、または(②)に基づいて国内優先権を主張することができる。ただし、次の4つの条件を満たす必要がある。1つめは、先の出願の翌日から起算して(③)以内であること、2つめは、先願に記載された発明または創作が既に(④)とされていないこと、3つめは基礎とする出願が(⑤)や(⑥)ではないこと、4つめはすでに(⑦)が確定している出願ではないこと、である。</p>	<p>①特許出願 ②実用新案出願 ③12月 ④優先権主張の基礎 ⑤分割出願 ⑥出願変更 ⑦審査決定 * 出願人が、発明イについて特許出願Aを行い、その後、「発明イ」を改良した「発明イ+」をなした場合には、出願人は、「発明イ+」に基づく優先権主張をして、「発明イ+」について特許出願Bをすることは認められる。出願人が、「発明イ+」をさらに改良した「発明イ++」について特許出願Cを行う場合には、「発明イ+」に基づいて優先権主張をすることは認められるが、「発明イ」に基づいて、累積的に優先権主張をすることは認められない。 (特30条)</p>